

議 案 第 74 号

摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する
条例制定の件

摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和5年12月4日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

会計年度任用職員の勤勉手当を新設するため、本条例を制定するものである。

摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する
条例

(摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正)

第1条 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例（平成29年摂津市条例
第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「及び
期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第16条第1項中「第5項において」を「以下」に改め、同条の次に次の1条を
加える。

(勤勉手当)

第16条の2 勤勉手当は、給与条例第24条第1項に規定する基準日（以下この
項及び第3項において「基準日」という。）にそれぞれ在職する6か月以上の任
期を定められた会計年度任用職員（これに準ずる者として規則で定める者を含
む。以下この項において同じ。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前に
おける直近の業績評価（会計年度任用職員がその職務を遂行するに当たり挙げた
業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）の結果及び基準日以前6
か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則
で定める日に支給する。それぞれの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した
6か月以上の任期を定められた会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職
員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、フルタイム会計年度任用職員及び基本報酬を月額で定められたパートタイム会計年度任用職員にあつてはそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したこれらの会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてこれらの会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額又は基本報酬の額とし、基本報酬を時間額で定められたパートタイム会計年度任用職員にあつてはそれぞれの基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1か月当たりの平均額とする。
- 4 勤勉手当の支給停止及び支給の一時差止めについては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

第17条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

（摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 摂津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年摂津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年摂津市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第3項中「、第15条」の次に「、第16条」を加え、「、第19条の3中「第15条第2項及び第16条第2項」とあるのは「第15条第2項」と」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 令和6年6月に支給する勤勉手当に関する第1条の規定による改正後の摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例第16条の2第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「基準日以前における直近の業績評価（会計年度任用職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況」と、同条第2項中「規則で定める基準」とあるのは「市長が定める基準」とする。